

平成 28 年度 新たに常用従業員を雇用した事業者のみなさまに

月額最大3万円の奨励金を交付します！

※条件によって、交付できない場合があります。

■ 緊急雇用奨励金のご案内

おいらせ町民の雇用の場をつくる、雇用後の事業者の経営安定化を図ることを目的として、従業員を新たに雇用した事業者に町が交付する奨励金です。申請をお考えの場合は、事前に申請窓口（町商工観光課）へご相談くださいますようお願いいたします。

■ 条件はありますか？

次の労働条件を満たす従業員を雇用し、①～④の要件をすべて満たしている事業者が対象になります。



① 次のいずれかの**おいらせ町民を常用労働者として新たに雇用**した。

既卒者

学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める中学校、高等学校、高等専門学校、大学等を雇用日から過去3年以内に卒業している人

非自発的離職者

事業主の都合（非自発的な理由）で離職を余儀なくされた人

障がい者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）第2条に規定する身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者

重度障がい者

障がい者のうち、次に掲げる人をいいます。

- ・身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に規定する1級又は2級の障がいのある人
- ・療育手帳（愛護手帳）Aである人
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に規定する1級の精神障がいを有する人

高年齢者

60歳以上64歳以下の人（ただし、就業規則で定めた定年により退職した人は60歳未満でも対象になります。）

常用労働者とは次の人をいいます

労働条件をチェック！

- 雇用期間の定めがない
 - 雇用被保険者区分が「1」
 - 週所定労働時間が30時間以上
- ※障がい者は、週20時間以上

雇用日をチェック！

- 既卒者の場合
平成28年3月～平成29年3月
- 非自発的離職者、障がい者、
重度障がい者、高年齢者の場合
平成28年4月～平成29年3月

※次にあてはまる場合は**対象外**になりますので、ご注意ください。

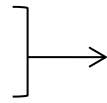
- ・従業員が事業所の後継者と認められる場合
- ・雇用日前の6か月の間に、事業所の都合で従業員を解雇している場合
- ・再雇用の場合

- ② おいらせ町内に事業所がある。
- ③ 雇用保険適用事業所である。
- ④ 町税を完納している。

■ 奨励金の金額は？

交付期間は、雇用した翌月から起算して12ヶ月です。(途中退社した場合は、その前月分まで交付)

- ・ 既卒者 月額3万円
- ・ 非自発的離職者 月額2万円
- ・ 障がい者 月額2万円
- ・ 重度障がい者 月額3万円
- ・ 高齢者 月額1万円



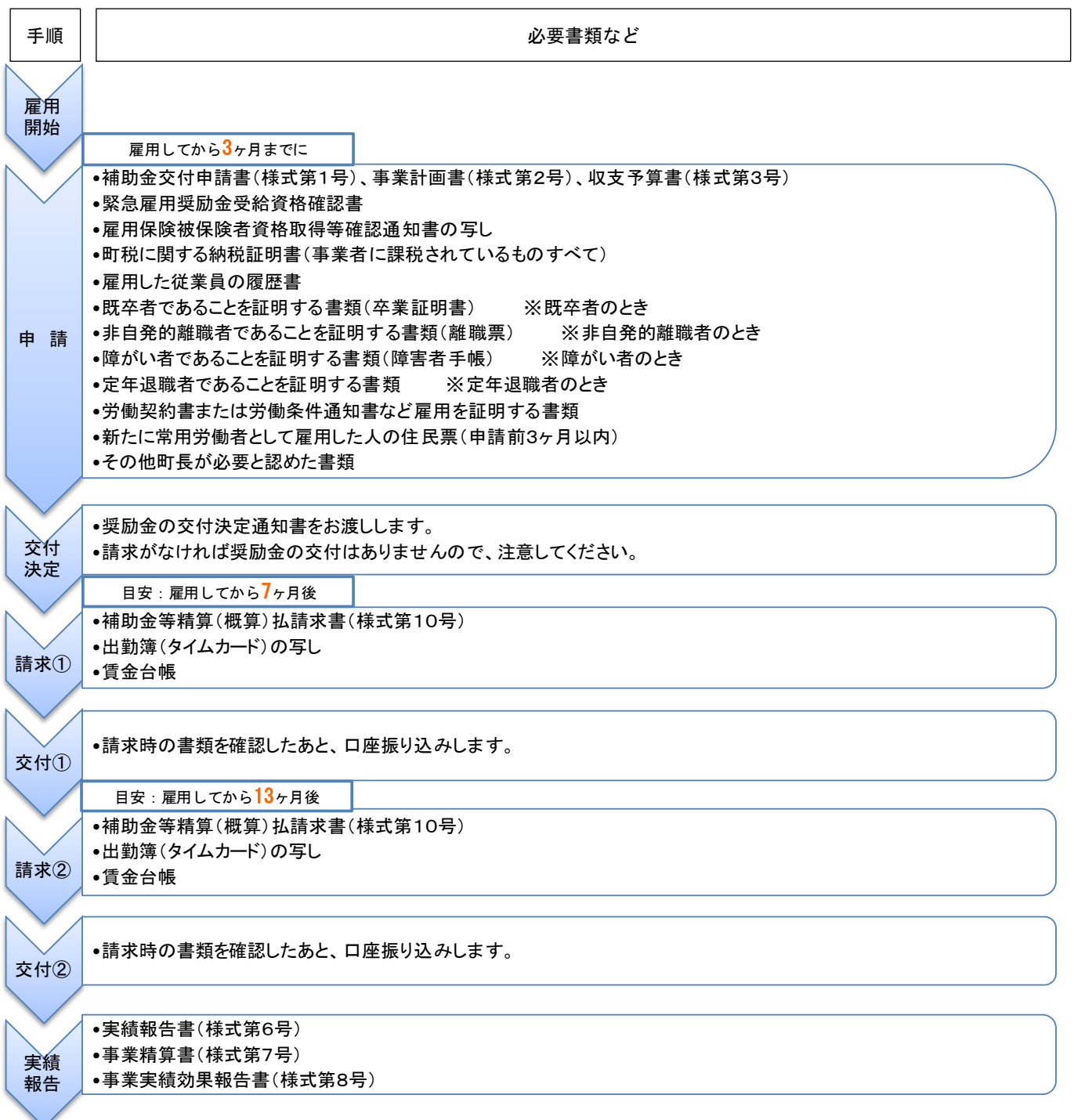
障がい者または重度障がい者で、
週所定労働時間が20時間～30時間の場合は、

- ・ 障がい者 月額1万2千円
- ・ 重度障がい者 月額1万8千円

■ 申請手続きの流れと必要書類

申請受付期間は、雇用日から3ヶ月以内です。また、奨励金の交付は、6ヶ月毎に対象従業員の労働実績等を確認した後に行います。(6ヶ月分×2回=12ヶ月分)

下記の事務手順と右ページに掲載している提出期限カレンダーをご確認の上、申請をお願いします。

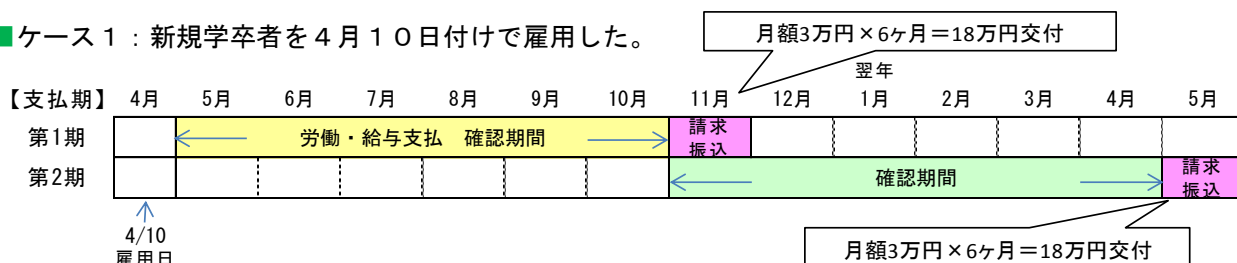


おいらせ町「緊急雇用奨励金」申請・提出期限カレンダー

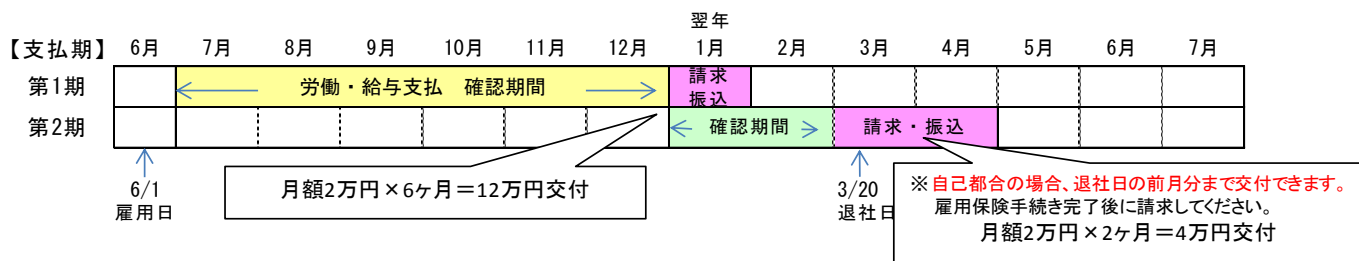
常用労働者を新規雇用した月	交付申請書提出期限	交付請求書(第1期分)提出期限	交付請求書(第2期分)提出期限	
	常用労働者を雇用した日から起算した3ヵ月以内	常用労働者を雇用した翌月から起算した6ヵ月経過後の10日以内	常用労働者を雇用した翌月から起算した12ヵ月経過後の10日以内	
既卒者 非自発的離職者・障がい者・重度障がい者・高年齢者	平成28年3月	常用労働者を雇用した日から起算して3ヵ月以内 例) ◎3月1日採用 ⇒6月1日提出期限 ◎5月31日採用 ⇒8月31日提出期限	平成28年10月14日	平成29年4月14日
	平成28年4月		平成28年11月11日	平成29年5月12日
	平成28年5月		平成28年12月9日	平成29年6月9日
	平成28年6月		平成29年1月13日	平成29年7月14日
	平成28年7月		平成29年2月10日	平成29年8月10日
	平成28年8月		平成29年3月10日	平成29年9月8日
	平成28年9月		平成29年4月14日	平成29年10月13日
	平成28年10月		平成29年5月12日	平成29年11月10日
	平成28年11月		平成29年6月9日	平成29年12月8日
	平成28年12月		平成29年7月14日	平成30年1月12日
	平成29年1月		平成29年8月10日	平成30年2月9日
	平成29年2月		平成29年9月8日	平成30年3月9日
平成29年3月	平成29年10月13日	平成30年4月13日		

事例紹介

■ ケース1：新規学卒者を4月10日付けで雇用した。



■ ケース2：6月1日付けで非自発的離職者を雇用したが、自己都合により翌年3月20日付で退社する。



■ 緊急雇用奨励金に関するお問い合わせ先

おいらせ町役場 商工観光課 ☎ : 0178-56-4703 (直通)
住 所 : 青森県上北郡おいらせ町上明堂 60-6 (おいらせ町役場分庁舎 3階)

■ その他 事業者向け町制度のご紹介

事業名	概 要	お問い合わせ先
青森県特別保証 融資制度信用保証 料補給	青森県特別保証融資制度を活用し、融資を受け る際に負担する信用保証料を補助します。 【対象になる融資】 ①未来を変える挑戦資金 (創業、空き店舗活用チャレンジ融資) ②事業活動応援資金 (事業活動枠)	○保証料補給制度のこと おいらせ町商工観光課 ☎0178-56-4703 ○融資制度のこと 青森県商工政策課 ☎017-734-9368 ○融資のご相談、お申し込み 金融機関 (青い森信用金庫、青森銀行、 青森県信用組合 等)
小規模事業者経営 改善資金利子補給 (マル経融資利子補給)	おいらせ町商工会の推薦によって、日本政策金 融公庫から融資を受けた際の利子を町が補助 します。	○利子補給制度のこと おいらせ町商工観光課 ☎0178-56-4703 ○融資のご相談、お申込み おいらせ町商工会 (本所) ☎0178-56-2511 (分所) ☎0178-52-2029
空き店舗活用支援 事業補助	おいらせ町内の空き店舗を利用して開業、創業 するときの改装費や施設整備費を補助します。 (町内での移転は対象外です。)	○おいらせ町商工観光課 ☎0178-56-4703
誘致企業優遇措置 制度	おいらせ町では、積極的な企業誘致を推進して います。固定資産税の特別措置や各種奨励金の 制度があります。	○おいらせ町商工観光課 ☎0178-56-4703

■ 事業者向け情報サイトのご紹介

■ ミラサポ (中小企業庁委託運営サイト)



事業経営、創業にあたっての解決策や公的支援制度など、さまざまな情報を掲載しています。また、同じ事業に取り組んでいる仲間、地域で活動する仲間とのビジネスマッチングも行われています。メールマガジン配信中です。

ホームページ URL : https://www.mirasapo.jp/measure_map/index.html

■ J-Net21 (中小企業基盤整備機構運営サイト)



中小企業のためのポータルサイトです。公的機関の支援情報や経営に関するQ & A、経営事例などを見ることができます。メールマガジン配信中です。

ホームページ URL : <http://j-net21.smrj.go.jp/index.html>

【注意事項】

このチラシは、平成 28 年 3 月 15 日に作成したものですので、内容に変更等が生じている場合があります。お問い合わせ先まで事前確認、ご相談をおすすめします。

